

第7回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和5年11月6日（月） 13:30～15:35
2. 開催場所：日本電気協会 A会議室+Web
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 日高〔東京電機大学〕
 - 【委員長代理】 熊田〔東京大学〕
 - 【委員】 若月〔主婦連合会〕
 - 藤本〔電気事業連合会〕
 - 奥田〔電気保安協会全国連絡会〕
 - 會津〔全日本電気工事業工業組合連合会〕
 - 高本〔(一社)日本電機工業会〕
 - 東嶋〔科学ジャーナリスト〕
 - 中村〔ひなた総合法律事務所〕
 - 【委任状提出】 首藤〔(株)社会安全研究所〕
 - 【オブザーバー】 石井、山田、佃〔経済産業省〕
 - 【事務局】 小林（幸）、永野、廣瀬〔(一社)日本電気協会〕

4. 配付資料：

- 資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿（令和5年11月6日現在）
- 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No.1-3 第6回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録(案)
- 資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書（案）の概要について
- 資料 No.3-1 JESC E2002(1998)「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定」の定期確認に関する全体評価書（案）
- 資料 No.3-2 JESC E2002(1998)「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定」
- 資料 No.4 電気設備の技術基準の解釈の改正及びJESC規格との関連付けに関する要請（経済産業省への要請文案） ※JESC E2002(1998)
- 資料 No.5-1 JESC E2017(2023)「免震建築物における特別高圧電線路の施設」に関する全体評価書（案）
- 資料 No.5-2 JESC E2017(2023)「免震建築物における特別高圧電線路の施設」
- 資料 No.6 電気設備の技術基準の解釈の改正及びJESC規格との関連付けに関する要請（経済産業省への要請文案） ※JESC E2017(2023)
- 資料 No.7-1 第119回日本電気技術規格委員会 議事要録

資料 No.7-2 第 120 回日本電気技術規格委員会 議事要録

資料 No.7-3 第 121 回日本電気技術規格委員会 議事要録 (案)

参考資料 1 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について

参考資料 2 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 3 民間規格等制改定プロセス評価委員会 今後の開催予定

参考資料 4 第 6 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 全体評価書（審議後・抜粋）

参考資料 5 民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準（電気設備、水力設備、火力設備、風力設備、太陽電池設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 10 名（委任状と代理出席者を含む。）、であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. 委員交代の連絡

事務局より、委員の交代について連絡があった。

- ・「電気事業連合会」は、早田委員から藤本委員へ交代
- ・「全日本電気工事業工業組合連合会」は、浅川委員から會津委員へ交代

5-3. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 石井課長補佐、山田係長、佃様の参加報告があった。

5-4. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらぬことが委員会で確認された。

5-5. 前回（第 6 回）委員会議事要録案の確認 （審議）

事前配布した資料 No. 1-3 の第 6 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われ、審議の結果、全員賛成により議事要録は承認された。

5-6. 全体評価書（案）の審議について

（審議）

事務局より、資料 No. 2 から資料 No. 7-3 に基づき、全体評価書（案）等について説明があった。

審議の結果、以下の全体評価書（案）は、指摘事項を反映することを条件に全員賛成により承認された。

全体評価書は、要請書に添付し国へ提出する。

○JESC E2002(1998)「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定」の定期確認に関する全体評価書

○JESC E2017(2023)「免震建築物における特別高圧電線路の施設」に関する全体評価書

(質問 Q、回答 A、コメント C)

Q1：資料No.3-1、P1、「3. 委員会の主な意見及び対応」の説明欄「①第 121 回日本電気技術規格委員会」では、「コメントなしで承認された」と記載されている。しかし、資料No.7-3 の日本電気技術規格委員会(JESC) 議事要録(案)を見ると、修正のコメントがある。コメントが軽微な場合、本項目はどの様な記載となるか。

A1：説明欄には、従前より主な質疑応答等を記載している。今回のコメントは、質疑応答に該当しなかったため「コメントなしで承認された」と記載した。なお、説明欄の記載対象とならないコメントについては、資料No.7-3 の JESC 議事要録(案)を参照して頂きたい。

C1：プロセス評価委員会は、JESC の審議が公平性や透明性を担保されているかを評価する場である。評価する資料は、JESC 議事要録(案)しか無いため、全体評価書(案)を重要に考えている。別の見方をすると、プロセス評価委員会で全体評価書(案)の記載内容を決めれば良いのかも知れない。全体評価書(案)は、プロセス評価委員会への報告書であるため、JESC 議事要録(案)を見て全体評価書(案)の記載内容を判断したら良いのではないかと思う。

Q2：資料No.3-1、P1、今回は誤記等の軽微なコメントであったため、「3. 委員会の主な意見及び対応」の説明欄①の記載をどの様にすれば良いのか、委員に確認したい。

C2：前回の議事要録(案)を見ると、「プロセス評価に影響するコメントなし」を「コメントなしで承認された」とするとの記載があった。今回も同様に考えるのかどうか、疑問を持っていた。

C3：軽微なコメントであっても、プロセス評価委員会で審議しないで結論をまとめてしまうのは良くないのではないか。外部から質問があった場合に答える必要があるため、プロセス評価委員会としての答えを持っておいた方が良い。しかし、全体評価書(案)に全てのコメントを記載する必要は無い。

A2：今回は、誤記や図の見易さについてのコメントがあったため、「コメントなしで承認された。」を「誤記等修正の上、承認された。」と記載する。

- Q3：JESC からプロセス評価委員会への答申は、どの資料が該当するのか。
- A3：答申の様式はない。全体評価書(案)の中に JESC での審議内容を記載しており、答申はこの中に含まれている。
- Q4：JESC からプロセス評価委員会へ審議して下さいとの形式にはなっていないのか。
- A4：鏡文が付いた審議依頼書の様な形式にはなっていない。
- C4：審議依頼書の形式になっていないのであれば、全体評価書(案)には、「コメントはあったが影響は与えない」との旨を記載とした方が良いのではないかと。また、記載場所は「3. 委員会の主な意見及び対応」の説明欄「② 第7回民間規格等制改定プロセス評価委員会」とするかどうかを考えた場合、説明欄①に JESC でのコメントを入れ、説明欄②にプロセス評価委員会で評価した内容を記載したら良いと考える。
- C5：全体評価書(案)は、事務局が作成した原案であるため、説明欄①の内容は修正可能である。説明欄①に JESC でのコメントの概要を記載した上で、説明欄②にプロセスに問題はなかった旨を記載すれば良い。
- Q5：配付資料の修正は、委員長の決裁があれば良いのか。
- A5：その通り。なお、既に委員会資料として配付した資料の修正となるため、後日記載を修正した資料を配付する。
- Q6：JESC で出された修正コメントは、JESC の資料に反映されているのか。
- A6：修正コメントを反映した資料を用いて、パブリックコメントを実施している。なお、パブリックコメントを実施した結果、意見はなかった。
- Q7：今回の審議内容を説明欄②に記載するのか。
- A7：説明欄①を「誤記等修正の上、承認された。」と修正するため、説明欄②への記載は不要と考える。
- Q8：資料No.3-1、P11、送電専門部会の審議に係わる説明の「③専門部会における議決の状況」において、全員賛成(委員総数 25 名)との記載がある。専門部会の場合、部会長は委員に含まれるのか、それとも含まれないのか。
- A8：P14 の委員名簿を確認した結果、委員が 25 名であったため部会長は委員に含まれていない。
- Q9：議決を行う場合は、部会長は含まれないと考えて良いか。
- A9：その通り。
- C6：資料No.5-1、P1、表題を「～の改定に関する」から「～に関する」へ変更している。変更することは問題ないが、変更した経緯が「3. 委員会の主な意見及び対応」の説明欄「①第 121 回日本電気技術規格委員会」に書かれていない。また、資料No.7-3 の JESC 議事要録(案)には、「取り扱いは委員長に一任となった」、「表題の記載については、国に確認する」との旨が記載されているものの、結論は記載されていない。プロセス評価委員会ではプロセスを確認するため、JESC において確認を行ったことを明確にして欲しい。
- Q10：表題の変更を国へ確認した結果、記載は JESC で決めて良いとのことで間違いないか。

A10：その通り。資料No.7-3 JESC 議事要録(案) P5、「A4」に「※ 追記」として記載している。

Q11：JESC で決めて良いとのことで、事務局が表題を決めたのか。それとも JESC 委員長と相談したのか。

A11：事務局で表題を「～の改定に関する」から「～に関する」に変更して良いかを JESC 委員長に確認し、ご了解を得ている。

Q12：JESC 委員長と相談して表題を変更した経緯について、どこかに記録しておいた方が良いのではないかと。

A12：JESC 議事要録(案)の P5、「A4」の「※ 追記」に、表題を変更した経緯について追加する。

※ 補足：「A4」の「※ 追記」の文末に、表題から「改定」を削除すること等について、追記した。

6. その他

6-1. プロセス評価委員会での審議対象について

第 120 回 JESC において、JESC の顧問である日高委員長よりプロセス評価委員会の審議対象についてお問い合わせがあった。

本件について事務局より説明後、日高委員長より補足説明があった。

- ・参考資料 1「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について（令和 2 年 7 月 17 日付 20200702 保局第 2 号）」に該当する案件は、プロセス評価委員会の審議対象となる。
- ・参考資料 5「民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準（電気設備、水力設備、火力設備、風力設備、太陽電池設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について（令和 3 年 3 月 31 日付 一部改正 20210326 保局第 1 号）」に該当する案件は、プロセス評価委員会の審議対象とはならない。
- ・現状では、保局第 2 号に定める電気設備に関するものが審議対象であるが、今後保局第 1 号が改正された場合は、審議対象が拡大する可能性がある。

6-2. 今後の開催予定

事務局より、次回プロセス評価委員会の開催は、2024 年 1 月下旬頃を予定しており、日程は別途調整の上決定するとの説明があった。

また、参考資料 3 に基づき、今後のプロセス評価委員会の開催予定について説明があった。

以上